広島県監査委員訓令第一日

庁

広島県監査委員事務局処務規程 \mathcal{O} -- 部を改正する訓令を次 のように定める。

令和六年四月一日

広島県代表監査委員 三 田 利 江 子

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

 \mathcal{O} ように改正する。 島県監査委員事務局処務規程 (昭和四十四年広島県監査委員訓令第一 号) \mathcal{O} 部を次

改正 次 一する。 の表の改正前 \mathcal{O} に掲げる規定を同表の 改正後の 欄に掲げる規定に傍線で示す ように

改

正

後

改

正

前

第三十八条 合同総務課長、監査統括監及び第三十八条 合同総務課長、監査統括監及び第三十八条 合同総務課長、監査統括監及び第三十八条 合同総務課長、監査統括監及び第三十八条 合同総務課長、監査統括監及び第三十八条 合同総務課長、監査統括監及び第三十八条 合同総務課長、監査統括監及び

第三十八条 合同総務課長、監査統括監及び 監査管理監は、前条の規定により廃棄する では、磁気ディスク等に記録されている当 では、磁気ディスク等に記録されている当 では、磁気ディスク等に記録されている当 では、磁気ディスク等に記録されている当 を講じた上で廃棄する を講じた上で廃棄する を講じた上で廃棄する を書きる。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。